

<改訂箇所>

(中国しんきんカード個人事業主法人会員特約)

改定後	現行
<p>第4条（信用情報機関への登録・利用等） 同意条項に追加して下記条項が適用されるものとします。</p> <p>1. 個人事業主等は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、個人事業主等及びその配偶者の個人情報登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を個人事業主等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>2. 個人事業主等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により個人事業主等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。</p> <p>3. 個人事業主等は、前項の情報が、その</p>	<p>第4条（個人信用情報機関への登録・利用等） 同意条項に追加して下記条項が適用されるものとします。</p> <p>1. 個人事業主等は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、個人事業主等およびその配偶者の個人情報登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を個人事業主等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>2. 個人事業主等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により個人事業主等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。</p> <p>3. 個人事業主等は、前項の情報が、その</p>

<p>正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p>	<p>正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p>
<p><登録される情報とその期間></p> <p>登録情報</p> <p>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報^{※1}</p> <p>②本規約に係る申込みをした事実</p> <p>③本規約に関する客観的な取引事実^{※2}</p> <p>④債務の支払いを延滞した事実</p> <p>登録の期間</p> <p>①左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</p> <p>②当社が信用情報機関に照会した日から6カ月間</p>	<p><登録される情報とその期間></p> <p>登録情報</p> <p>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報^{※1}</p> <p>②本規約に係る申込みをした事実</p> <p>③本規約に関する客観的な取引事実^{※2}</p> <p>④債務の支払いを延滞した事実</p> <p>登録の期間</p> <p>①左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</p> <p>②当社が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間</p>
<p>4. 個人事業主等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟会員による本個人事業主等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟会員に提供することに同意します。</p> <p>①信用情報機関が保有する信用情報</p> <p>当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。</p> <p>(イ) 本条2. により、当社を含め、信</p>	<p>(新設)</p>

<p>用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報</p> <p>(ロ) 信用情報機関が収集した (イ) 以外の情報</p> <p>(ハ) 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報</p> <p>②信用情報機関による信用情報の利用</p> <p>当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。</p> <p>(イ) 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理</p> <p>(ロ) 信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出</p> <p>③信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供</p> <p>当社が加盟する信用情報機関は、信用情報 (① (イ) (ロ) (ハ)) を加盟会員へ提供します。また、信用情報 (① (イ)) を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。</p>	
<p><加盟信用情報機関の名称・電話番号></p> <p>○名 称：株式会社シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>電話番号：0570-666-414</p>	<p><加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号></p> <p>○名 称：株式会社シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>所在地：〒160-8375 東京都 新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト15階</p> <p>電話番号：0120-810-414</p>

<p>ホームページアドレス： https://www.cic.co.jp</p> <p>※契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p>	<p>ホームページアドレス： https://www.cic.co.jp</p> <p>※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p>
<p><提携信用情報機関の名称・電話番号></p> <p>○名称：株式会社日本信用情報機構 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス： https://www.jicc.co.jp</p> <p>○名称：全国銀行個人信用情報センター 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス： https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p> <p>(株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。)</p>	<p><提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号></p> <p>○名称：株式会社日本信用情報機構 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス： https://www.jicc.co.jp</p> <p>○名称：全国銀行個人信用情報センター 所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス： https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p>
<p>5. 当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込みをした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>6. 信用情報機関に開示を求める場合には、本条記載の連絡先へ連絡してください。</p>	<p>4. 当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込みをした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>5. 個人信用情報機関に開示を求める場合には、本条記載の連絡先へ連絡してください。</p>

<p>7. 個人事業主等が本特約の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。</p>	<p>6. 個人事業主等が本特約の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。</p>
<p>(2026年4月改定)</p>	<p>(2025年4月改定)</p>